

平成29年度
協同農業普及事業外部評価実施報告書

平成30年2月

香川県農政水産部農業経営課

目 次

1 はじめに	1
2 外部評価の概要	1
3 評価委員会の開催	2
4 評価結果	2
5 終わりに	2

[協同農業普及事業外部評価調書]

基本的課題 II 消費者ニーズに即した魅力ある農産物の生産・流通・販売

普及指導活動課題 「消費者ニーズに即した生産振興と産地の活性化」

(1) ブランドとなる高品質米麦の生産拡大と土地利用型作物の生産振興 (中讃農業改良普及センター)	3
(2) 魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展 (東讃農業改良普及センター)	5
(3) ブランドとなる高品質な果樹の生産振興と産地の持続的発展 (西讃農業改良普及センター)	7
(4) 力強いオリーブ産業の振興 (小豆農業改良普及センター)	9
[参考] 外部評価調書 I	11
協同農業普及事業外部評価実施要領	12

1はじめに

行財政改革が推進される中で、情報公開により透明性を確保しつつ、効率的・効果的な事業の実施を図っていくことが求められている。

本県では「協同農業普及事業の実施に関する方針」(平成17年3月)に示したとおり、従来から実施してきた組織内部の活動の点検や評価以外に、外部評価制度を平成17年度から本格導入し、幅広い視点から普及事業に関して客観的な評価を得るとともに、その評価結果を普及事業へ反映することに努めている。

本年度は次のとおり協同農業普及事業外部評価委員会(以下「評価委員会」という。)を開催し、そこで審議された結果を報告書として取りまとめた。

2外部評価の概要

1) 評価委員会の設置

外部評価を行う機関として、香川県農業技術総合推進検討会の内部組織である評価委員会をあてた。

役職	氏名(敬称略)	所属・職名
委員長	深井誠一	国立大学法人香川大学農学部 学部長
委員	野田法子	一般社団法人香川県婦人団体連絡協議会 会長
	田村照栄	東かがわ市農業委員会 農業委員
	橋本真一	税理士法人橋本会計事務所 所長(税理士)
	山田勇司	株式会社日本政策金融公庫高松支店農林水産事業 事業統轄
	六車孝雄	香川県農業経営者協議会 会長
	大西千明	認定農業者、農業士
	高橋光男	I FK 会長
	谷本小百合	株式会社高松リビング新聞社 編集長

2) 評価対象課題の選定

評価委員会(第1回)において、普及指導活動課題「消費者ニーズに即した生産振興と産地の活性化」に関する課題の中から、さらに詳細な説明を聞きたい課題として、委員により次の4課題が選定された。

- (1) ブランドとなる高品質米麦の生産拡大と土地利用型作物の生産振興(中讃農業改良普及センター)
- (2) 魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展(東讃農業改良普及センター)
- (3) ブランドとなる高品質な果樹の生産振興と産地の持続的発展(西讃農業改良普及センター)
- (4) 力強いオリーブ産業の振興(小豆農業改良普及センター)

3) 評価項目および評価の観点

各課題ごとに次の5項目を評価した。

- (1)緊急性・必要性
[観点] 一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。
- (2)普及計画の妥当性
[観点] 支援対象の選定は妥当であるか。当初の計画を変更する必要はないか。
- (3)進捗状況・活動目標に対する達成度
[観点] 当初計画のとおり進んでいるか。
- (4)普及指導活動による成果の波及効果
[観点] 当初の見込みどおりの成果が得られそうか。または、当初の見込みどおりの成

果が得られたか。

(5) 普及活動体制等の妥当性

[観点] 農政の推進方向に即した活動展開や担い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。

農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。また、資質の向上が図られる取り組みが行われているか。

4) 評価方法

委員は、3)の評価項目について5段階の点数評価を行うとともに、評価対象の普及指導活動に対する意見を評価委員会に提出する。

評価委員会は、各委員が行った点数評価の平均点および各委員からの意見の双方を参考しながら協議のうえ、評価委員会の総合評価を決定する。

委員から出された意見は、次のいずれかに分類のうえ、評価委員会の意見として取りまとめ、総合評価とともに評価対象機関へ送付する。

(1)普及指導活動を実施、あるいは継続する場合の条件

(2)より良い普及指導活動を実施するためのアドバイス

(3)参考となる意見

5) 評価結果の活用

事務局は、評価対象機関の改善実施状況についてフォローアップに努める。

評価対象機関は、評価委員会の指摘等を受けて考え方を整理し、普及指導活動や次年度の計画策定に反映させることに努める。

3 評価委員会の開催

1) 評価委員会(第1回)

(1)日時・場所 平成29年8月29(火) 香川県庁本館12階 第3・4会議室

(2)出席委員 深井委員長、田村委員、橋本委員、山田委員、六車委員、大西委員、高橋委員

(3)議題 「評価対象課題の選定」

2) 評価委員会(第2回)

(1)日時・場所 平成29年11月15日(水) 香川県庁本館12階 第1・2会議室

(2)出席委員 深井委員長、野田委員、田村委員、橋本委員、山田委員、六車委員、大西委員、高橋委員、谷本委員

(3)議題 「評価対象課題のプレゼンテーション」

3) 評価委員会(第3回)

(1)日時・場所 平成29年12月18日(月) 香川県庁本館12階 第3・4会議室

(2)出席委員 深井委員長、野田委員、田村委員、橋本委員、山田委員、六車委員、大西委員、高橋委員、谷本委員

(3)議題 「評価対象課題の総合評価」

4 評価結果

「協同農業普及事業外部評価調書」参照

5 終わりに

今回の委員会を通して的確な指摘を受けたので、それらを踏まえて、できることから改善するとともに、次年度の普及指導活動に反映させてまいりたい。

終わりに、各委員の方々には御多忙の中、時間を割いていただき、極めて有益な御提言、御意見をいただいたことを深謝申し上げる次第である。

協同農業普及事業外部評価調書

整理番号	3 (中讃農業改良普及センター)		
普及指導課題名	ブランドとなる高品質米麦の生産拡大と土地利用型作物の生産振興		
普及活動期間	平成28年度～32年度	担当者数	10人
普及活動の概要	<p>〔課題化の背景と普及活動事項〕</p> <p>水稻は、高品質で良食味な県オリジナル品種の「おいでまい」を核に、需要に即した売れる米づくりが求められている。小麦「さぬきの夢」は、さぬきうどんの原料として高い評価を受け、購入希望数量が生産数量を上回っており生産拡大が求められている。はだか麦「イチバンボシ」は味噌用原料等として品質評価は高く、安定供給が求められている。</p> <p>そこで、①需要に即した高品質・良食味米生産の推進、②実需者ニーズに即した高品質麦生産の推進に取り組む。</p> <p>〔計画期間終了時の姿と成果指標（28年度当初→32年度末目標）〕</p> <p>「おいでまい」は高い品質・食味で需要拡大を図るとともに、計画的な作付拡大を図る。実需者ニーズに対応した麦の生産数量を確保し、さぬきうどん用、味噌用の原材料を安定供給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「おいでまい」の1等米比率 (H27年産 74.6%→75%以上) ○「さぬきの夢」の面積拡大率 (H27年産 100% (619ha) →120%) ○はだか麦の1等麦比率 (H27年産 93.2%→95%以上) 		

総合評価	評価基準		A
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当	B 計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当	
場合の継続する条件	なし		
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> ・各種指導や講習会等は、対象に応じて実施するなど、より効果がある方策を考えること。 ・活動体制として、従来の縦割りから、農家全体を見てその農家が幅を広げて発展できるよう支援体制を考えること。 ・今後米麦の産地間競争は更に激化することが予想されるため、県オリジナル品種の食味の特徴をもっと世間に一般に知らせる必要がある。「おいでまい」では、一番おいしいご飯の炊き方（温度、湿度に対応した水量など）をパッケージ等に記載してはどうか。米本来のおいしさを引き出すことで、ブランド化を進めて販売競争に勝つことができれば、おのずと生産者は増えしていくと思う。 		

その他参考意見	<ul style="list-style-type: none"> ・オリジナル米麦品種の品質向上と生産性向上は重要な課題であり、既存の担い手の収入増加や集落営農法人等新たな担い手の確保につながる。 ・天候不順に左右されずに安定的に生産できる技術を普及し、「おいでまい」の1等米比率の向上と「さぬきの夢」の増産の達成を望む。 ・食味向上の調査研究、品質、食味コンクールも開催され、計画性を持って進められているので計画は妥当である。 ・集落営農が周辺へさらに波及するようなお一層努力いただきたい。 ・普及指導活動を通じて得られた成果が香川県の米麦生産拡大及び農業経営者等の経営発展につながることを期待する。 ・良質種子の確保のため、整粒比率の向上（整粒率95%以上）と、種子法廃止に伴い民間企業との連携により良質な種子の生産を望む。
評価対象機関の考え方	<p>(平成30年1月31日回答 中讃農業改良普及センター)</p> <p>○「おいでまい」の技術指導・講習会は、対象者の栽培年数（栽培レベル）によって内容を変えており、特に「おいでまいマイスター」に対しては、より品質・食味を向上させる土壌改良材の施用等、きめ細かな肥培管理指導と定期的な情報提供を行い、継続的に「特A」評価を得るための重点的な支援に取り組むこととしている。さらに、「おいでまいマイスター」の将来的な役割としては、「おいでまい」の一般生産者に対する技術支援を担ってもらい、より効率的な指導体制が構築できるよう努めてまいりたい。</p> <p>○土地利用型農業における採算性を確保するためには、一定の経営規模が必要であることから、農地の流動化推進活動を通じて、JAや市町、農業委員会、県農地機構と連携して集落営農組織や認定農業者などの担い手を育成している。今後、担い手が自らの経営判断に基づき経営発展に取り組む際、円滑に支援ができるよう集落営農・農産担当だけでなく、園芸部門、担い手育成部門の担当者との連携活動を強化することとしている。</p> <p>○「おいでまい」のおいしさ認知度向上のため、頂いた御意見を「おいでまい委員会」の場等を通じて提案し、消費者への周知に努めるよう働きかけてまいりたい。また、食育活動などの場を活用して生産者にも「おいでまい」のおいしい食べ方などを広く周知し、自家消費、縁故米消費者にも認知度が高まるよう努めてまいりたい。</p> <p>○良質種子の確保については、高温登熟条件下でも粒張りを確保する肥培管理方法、実肥の施用、肥効調節型肥料の導入検討を行い、生産現場での技術改善によって粒張り、歩留まり、整粒率の向上に努めていく。また、県産種子の調製作業を行っているJA種子センターや県種子協会にも御意見をつなぎ、整粒率の向上について働きかけを行うこととしている。民間企業との連携については、農業生産流通課と連携しながら他県の状況を踏まえて実現性を検討してまいりたい。</p>

協同農業普及事業外部評価調書

整 理 番 号	6 (東讃農業改良普及センター)		
普及指導課題名	魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展		
普及活動期間	平成28年度～32年度	担 当 者 数	7人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項]</p> <p>生産者の高齢化等により産地の縮小もみられるものの、イチゴの「さぬき姫」、アスパラガスの「さぬきのめざめ」など、本県オリジナルの高品質な農産物の生産は拡大傾向にある。また、葉ネギ、ブロッコリー、ナバナなどの基幹野菜は、水田転換作物として収益性が高く、今後も生産の維持・拡大が期待されている。</p> <p>そこで、①生産性向上及び産地活性化に向けた支援、②持続性の高い環境に配慮した農業の取組支援、③「より良い農業生産の実践」に取り組む。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標 (28年度当初→32年度末目標)]</p> <p>県オリジナル品種への転換を促進し、作付面積の拡大を図る。また、主要野菜等の生産支援により生産量の拡大を図るとともに、ブランド化や有利販売の促進を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県オリジナル品種「さぬきのめざめ」「さぬき姫」の作付面積 (H27年度 21.4ha→23ha) ○主要野菜の内のブランド農産物（レタス、ブロッコリー、葉ネギ、アスパラガス）の作付面積(27年度 284.5ha→309ha) 		

総合評価	評 価 基 準		A
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当	B 計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当	
場合継続する条件	なし		
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> ・普及計画は概ね妥当であるが、将来的に少子高齢化（担い手不足）がますます進むため、その対策を考慮すること。 ・いちごは競争が激しく、毎年新品種が出てきているので、全国的に認知されることが重要である。例えば、インターネットの利用等で新しい宣伝・流通を考えはどうか。他の野菜も全国的に勝ち残れる「ブランド」化が必要である。 ・エコファーマーへの支援として、品目に対応する良質な有機質肥料を開発し、製造、供給することで、化学肥料を低減させるとともに農薬使用量も減らして魅力ある野菜を供給する体制の強化を望む。畜産農家と野菜農家をマッチングさせて良質な堆肥を作り、米や野菜それぞれに適した堆肥を推進することも必要である。 ・GAP認証取得は、個人では経費や事務対応の問題があるため、JA部会等にて集団取得することを望む。 ・農業を儲かる産業に成長させるための方法は2つであると思う。生産規模を拡大して機械等の固定費を早期回収することと、高付加価値（無農薬等）な農産物を安定生産して流通価格と 		

	<p>販路を安定させることである。</p> <p>これを達成するには、人材の確保、ブランドの確立、販売の国際化等が必要となるので、県、JA、農業従事者一体となって取組む必要がある。</p>
その他参考意見	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜の生産振興は必要な課題である。 ・県オリジナル品種及び主要野菜の各々について明確な課題を立てて普及活動がなされており、着実に成果が出ている。 ・全国的に通用する「ブランド」化に向けて一段の努力を期待する。 ・野菜生産が盛んな香川県において、既存の担い手の作業効率化や新規就農者等新たな担い手の確保につながる取組みである。 ・普及指導活動を通じて得られた成果が香川県の野菜生産拡大及び農業経営者等の経営発展につながることを期待する。
評価対象機関の考え方	<p>(平成30年1月31日回答 東讃農業改良普及センター)</p> <p>○担い手の確保・育成</p> <p>管内の農業就業人口の平均年齢は66.8歳と高齢化が進み、野菜産地の持続的な発展に向けて、担い手の確保・育成は喫緊の課題である。このため、地域農業学習やファーマーズ・フォーラムなどにより、若い世代の就農意欲を喚起するとともに、就農から定着までの一貫したサポート体制を強化し、就農希望者に対するきめ細かな相談活動や各種セミナーなどを計画的に開催してまいりたい。</p> <p>○ブランド化の推進とインターネットによるPR</p> <p>農産物のブランド化には、幅広なPR活動が欠かせないので、県域で取り組む市場関係者との懇談会や産地交流会、さらには県産品ポータルサイト「LOVEさぬきさん」などのインターネットを活用したPRなどの取組みに協力し、ブランド化につなげたい。</p> <p>なお、イチゴや他の野菜も含めて、生産及び流通量を増やすことがブランド化に向けての課題であることから、担い手の確保・育成とともに、補助事業等を活用しつつ、野菜の生産面積の拡大と安定生産に取り組んでまいりたい。</p> <p>○畜産と野菜農家が連携したエコファーマーの推進</p> <p>野菜農家が求める良質な堆肥の供給により、土づくりを基本とした野菜の高品質化と安定生産につなげることが求められており、管内の畜産農家と野菜やWCS(発酵粗飼料)用稻などを栽培する耕種農家が連携した地域内循環型農業の取組みを支援するとともに、引き続き、エコファーマー制度の周知や栽培技術の向上支援に努めてまいりたい。</p> <p>○GAP認証の取得促進</p> <p>GAPは、農産物の安心・安全を「見える化」し、持続的な農業生産を後押しする認証制度であり、最近、国際水準のGAP認証を取得する動きが広まっており、県ではJGAP指導員資格を有する普及指導員を養成しているところである。</p> <p>そのような中、JA部会等でGAPの団体認証を取得することは、取得に係る経費を抑えられることに加え、部会の発展にとっても有意義であることから、部会や部会構成員、さらにはJAの意見や状況を見定めながら取得支援を検討してまいりたい。</p> <p>なお、個別にGAPの認証取得を希望する農業者には、速やかにGAPの認証が取得できるよう支援してまいりたい。</p>

協同農業普及事業外部評価調書

整 理 番 号	13 (西讃農業改良普及センター)		
普及指導課題名	ブランドとなる高品質な果樹の生産振興と产地の持続的発展		
普及活動期間	平成28年度～32年度	担当者数	3人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項]</p> <p>产地間競争の激化や消費者ニーズの多様化等に対応するため、収益性の高い優良品種・系統への生産拡大を図るとともに、品目ごとの特性に応じた重点的な栽培指導や販売戦略により、より一層のブランド化を推進していく必要がある。</p> <p>そこで、①優良品種・系統への新植・改植支援、②高品質安定生産技術の普及と経営改善支援、③多様な流通・販売形態に対応した取組みへの支援に取り組む。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標 (28年度当初→32年度末目標)]</p> <p>県オリジナル品種をはじめとする強みのある優良品種・系統については、一層の高品質化や安定生産に対応した栽培技術の推進等により、ブランド化の強化につながる生産拡大や品質向上を図る。</p> <p>また、品目ごとの強みを生かした販路拡大に向けて実需者ニーズに対応した規格や出荷形態等のブランド力の強化につながる商品づくりや消費者ニーズに対応した販売戦略に努めて需要拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オリジナル品種の作付面積(H27年度末 9.1ha→13.0ha) ○さぬき讃フルーツの生産量 (H26年産 296.0t→450.0t) 		

総合評価	評価基準		A
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当	B 計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当	
場合の継続のする条件	なし		
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> ・優良品種・系統へ集約し、販売を増やしていくことが必要である。特に、ミカン、ブドウ、モモ、ナシは近隣県と競合するので、「ブランド力」の向上とともに販売力を上げることが必要。ミカンは新品種や貯蔵もの等、新しい形で増産してはどうか。 ・輸出対応については、栽培園地の指定強化と防除暦の確立、経費の削減を図り生産者に価格が還元されるよう推進することを望む。 ・輸出促進のためには、生産者の早急な GLOBALG.A.P あるいは ASIAGAP の取得指導が必要である。 		

その他参考意見	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県にとって重要な課題であり、実施の必要性の高い普及活動である。 ・品目ごとに特性に応じた課題の設定がなされ、それに対する普及活動がなされている。 ・目標達成に向けては、品目によってバラツキがあるが、全体として伸びている。 ・果樹の流通形態が多様化する中で、消費者の安全・安心ニーズに対応しつつ、高品質な果樹の生産技術を普及することは、農業者の経営改善につながる重要な取組みである。 ・普及指導活動を通じて得られた成果が香川県の果樹生産拡大及び農業経営者等の経営発展につながることを期待する。 ・ブランドとは、高品質な財やサービスを表すものではなく、目で見て他と区別できたり消費者の中でイメージできる総体であるので、少なくとも統一マークなどを用いて消費者の視覚で認識できるものでなければならない。
評価対象機関の考え方	<p>(平成30年1月31日回答 西讃農業改良普及センター)</p> <p>○JA香川県地区営農センターなど関係機関や産地のリーダーと連携を図りながら、収益性の高い優良品種・系統への新改植の推進や高品質安定生産技術の普及に努めるとともに、より有利な販売先や販売方法について検討を進めてまいりたい。</p> <p>また、糖度の高い中晩柑の「不知火」について、野菜の冷風貯蔵施設を利用して収穫後の品質を維持し、カンキツ類が品薄となる5月以降に新鮮な状態で出荷することで高い評価を得ているため、更なる増産を図り、新たなブランド品としての定着を進めることにより、産地のイメージアップを図り、生産者の収益性の向上に繋げてまいりたい。</p> <p>○輸出に関しては、関係機関との綿密な連携により、対象者や栽培園地を絞り込み、生産から販売までの一貫した支援体制の強化を図ってまいりたい。また、GLOBALG.A.P.やASIAGAPの認証取得は、輸出のためだけではなく、生産者個々の経営の改善や農産物の安全、労働安全、環境保全の確保など持続可能な農業の基礎となるものであるため、特に地域の将来を担う若手の農業法人等を中心に普及や指導に努めてまいりたい。</p> <p>○販売力の向上のためには、ブランドのイメージアップは必須である。特に「さぬき讃フルーツ」については、安定生産と出荷の拡大を図りながら、品目ごとの強みや弱みを検討し、消費者の目に留まり、販売現場からの声を反映した商材づくりや販売戦略に努めてまいりたい。</p>

協同農業普及事業外部評価調書

整理番号	15 (小豆農業改良普及センター)		
普及指導課題名	力強いオリーブ産業の振興		
普及活動期間	平成28年度～32年度	担当者数	3人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項]</p> <p>小豆管内では、農業生産法人や生産者等約194戸が約140haでオリーブを栽培しており、約20社の加工業者が新漬けやオイル、化粧品などを製造しているが、加工業者が必要とする原料数量の確保が不十分で、生産拡大が急務となっている。</p> <p>しかし、収穫等手作業が多く規模拡大が困難であるほか、生産者間の技術格差により、病害虫の被害等による収量の差が大きい。</p> <p>このようなことから、高度な経営体を目指す大規模経営者の経営安定支援と、技術的に未熟な新規生産者等に対する技術習得支援に取り組む必要がある。</p> <p>そこで、①生産拡大支援、②生産法人の育成と経営改善支援、③高品質安定生産技術の確立・普及に取り組む。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標 (28年度当初→32年度末目標)]</p> <p>栽培面積の拡大と病害虫防除対策等を徹底し、連年安定生産の達成による生産拡大により、加工業者が必要とする原料数量を確保する。加えて産地を牽引する高度な経営体を目指す大規模経営者等の経営安定、高品質化技術等の導入による経営確立、また、新規生産者等の早期の定着による人材育成する。</p> <p>○オリーブ生産量 (27年度 352t→370t)</p>		

総合評価	評価基準		A
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当	B 計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当	
場合続のする	なし		
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> ・オリーブの生産拡大のためには、平地での栽培の推進・拡大、低樹高化技術の確立、収穫時の労力軽減（機械化）が必要である。 ・小豆島のオリーブの知名度は全国区になっているので、県外から募集すれば、新たな人材が確保され今後生産者を増やすことができるのではないか。 ・県、JAが協力して、生産者の規模拡大を支援することによって、生産効率を改善すれば、収益率が上がり新たな生産者が増加するのではないか。 ・遊休農地への作付けについては、オリーブを植えた後にうまくいかず再度遊休農地にならないよう、適地性を判断した上で推進してもらいたい。 		

<p>その他参考意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の特産品として育てるために県全域で取り組んでもらいたい。 ・総合的な普及活動が実施されている。計画された3点の柱は明確で適切であり、計画通り進めるのでよい。 ・国産ブランドの地位を確固たるものとしているオリーブの生産は、生産者に限らず、オリーブ牛等の関連事業へも波及するほか、消費、観光まで島全体に影響する。普及指導活動の成果が、農業経営者をはじめとして関連事業者の経営発展、小豆島の発展につながることを期待する。 	<p>(平成30年1月31日回答 小豆農業改良普及センター)</p> <p>○オリーブ生産拡大・安定生産</p> <p>適地適作を基本とした植栽を推進していくが、耕地条件が不利な当地域では不適地も活用せざるを得ない実情があることから、不適地に植栽した園地については、可能な範囲で園地改善を指導するとともに耐病性品種の導入を進めていきたい。</p> <p>また、省力化を目的とした低樹高化は、樹幹内部の受光条件の改善に伴い収量が増加するとともに、高齢者の農作業の安全にもつながることから、関係部署とも連携しながら技術開発を進めたい。</p> <p>さらに、収穫作業の機械化については、「手摘みによるブランド維持」の考え方方が主流である一方、収穫遅延による果実の傷み、収量減や長期間の結実による樹勢低下の発生が見られることから、これらを踏まえ、関係者の同意を得た上で収穫期間を区切って機械収穫を行うなど、波及方法を検討するとともに、関係機関や生産者等と実現に向けて調整していきたい。</p> <p>○担い手の確保</p> <p>県内外からの移住によりオリーブ栽培を希望する相談は一定程度見られるものの、就農相談途中で断念するケースが見られることから、より多くの方が本格的な就農につながるよう、町・JA等関係機関と連携して、栽培技術や農地の集積など濃密な支援により、担い手の確保に努めたい。</p>
--	--

外部評価調査書Ⅰ（平成29年度）

基本的課題	普及指導課題	機関名	評価基準		
			A 計画の通り普及する活動を実施するのが適当	B 計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当	C 實施する必要はない
II 消費者ニーズに即した魅力ある農産物の生産・流通・販売	ブランドとなる高品質米麦の生産拡大と土地利用型作物の生産振興	東讃農業改良普及センター	○		
	ブランドとなる高品質米麦の生産拡大と土地利用型作物の生産振興	小豆農業改良普及センター	○		
	ブランドとなる高品質米麦の生産拡大と土地利用型作物の生産振興	中讃農業改良普及センター	○		
	ブランドとなる高品質米麦の生産拡大と土地利用型作物の生産振興	西讃農業改良普及センター	○		
	優良種子の生産支援	中讃農業改良普及センター	○		
	魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展	東讃農業改良普及センター	○		
	魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展	小豆農業改良普及センター	○		
	魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展	中讃農業改良普及センター	○		
	魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展	西讃農業改良普及センター	○		
	ブランドとなる高品質な果樹の生産振興と産地の持続的発展	東讃農業改良普及センター	○		
III 農業生産の振興	ブランドとなる高品質な果樹の生産振興と産地の持続的発展	小豆農業改良普及センター	○		
	ブランドとなる高品質な果樹の生産振興と産地の持続的発展	中讃農業改良普及センター	○		
	ブランドとなる高品質な果樹の生産振興と産地の持続的発展	西讃農業改良普及センター	○		
	力強いオリーブ産業の振興	東讃農業改良普及センター	○		
	力強いオリーブ産業の振興	小豆農業改良普及センター	○		
IV 農業生産の振興	力強いオリーブ産業の振興	中讃農業改良普及センター	○		
	力強いオリーブ産業の振興	西讃農業改良普及センター	○		

協同農業普及事業外部評価実施要領

平成17年9月1日 17農経第30887号 農業経営課長
一部改正 平成23年8月3日 23農経第23845号
一部改正 平成28年7月26日 28農経第38882号

第1 目的

農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）および農業経営課が実施する普及指導活動について、外部の専門家等による適切な評価（以下「外部評価」という。）を行うことにより、限られた予算、人材、設備等の資源を有効に活用しながら、県内農業生産現場が抱える課題について迅速に対応していくとともに、協同農業普及事業の根幹をなす普及指導活動の活性化を図ることを目的とする。

第2 外部評価制度の概要

（1）外部評価対象の課題選定

①「協同農業普及事業の実施に関する方針」（平成28年3月制定）で設定した普及指導活動の基本的課題に沿って策定した普及指導活動課題から評価する課題を選定する。

- 1 力強い担い手の確保・育成と魅力ある農業経営の確立
 - 1) 次世代を担う青年層を中心とした就農・定着の促進
 - 2) 産地間競争に打ち勝つ力強い担い手の育成
 - 3) 女性農業者の確保・育成と活躍推進
 - 4) 地域を支える集落営農組織の確保・育成
- 2 消費者ニーズに即した生産振興と産地の活性化
 - 1) -1 ブランドとなる高品質米麦の生産拡大と土地利用型作物の生産振興
 - 1) -2 優良種子の生産支援
 - 2) 魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展
 - 3) ブランドとなる高品質な果樹の生産振興と産地の持続的発展
 - 4) 力強いオリーブ産業の振興
 - 5) 魅力ある高品質な花きの生産振興と花き産地の持続的発展
 - 6) 魅力ある高品質な畜産物の生産振興と畜産業の持続的発展
- 3 生産基盤の確保と農村の活性化
- 4 地域プロジェクト
- 5 重点プロジェクト

②次に、選定された基本的課題に関する、各普及センターおよび農業経営課が策定した普及指導計画に計上された課題から評価対象を選定する。

③選定は、第4に規定する評価委員会の事務局が、各普及センター、評価委員会と協議して行う。（①～③の具体的な方法は第6に記載）

(2) 外部評価の項目

外部評価の項目は、普及指導活動に共通する部分の中から定める。

(3) 外部評価の種類

普及指導活動はP D C Aサイクル(計画→実施→点検および是正→見直し)を繰り返しながら、継続的な改善を行っており、その中には事前評価、事後評価、追跡評価の要素を含んでいるので、外部評価の種類分けはしない。

第3 対象機関

- (1) 東讃農業改良普及センター
- (2) 小豆農業改良普及センター
- (3) 中讃農業改良普及センター
- (4) 西讃農業改良普及センター
- (5) 農業経営課

第4 評価委員会の設置

- (1) 協同農業普及事業の外部評価を行う機関として、「香川県農業技術総合推進検討会」(以下「推進検討会」という。)の内部組織である「協同農業普及事業外部評価委員会」(以下「評価委員会」という。)をあてる。
- (2) 評価委員会は、第2の(1)で選定した課題に關係する評価対象機関の取組みを評価する。
- (3) 評価委員会の事務局(以下「事務局」という。)は、農業経営課に設置する。

第5 委員の選任

- (1) 評価委員会の委員については、推進検討会の会長が指名する。
- (2) 委員がその職務を遂行できなくなった時は、事務局は会長と協議して後任を選定する。
- (3) 委員は、評価を行うにあたっては、公正な立場から総合的な判断を行うとともに協同農業普及事業がより良いものとなるよう適切な助言を与えるよう努めるものとする。
- (4) 委員は、協同農業普及事業に係る個人情報など、外部評価を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

第6 評価対象とする課題の選定方法

- (1) 各普及センターおよび農業経営課の普及指導計画に設定した普及指導活動の課題または普及活動事項を整理した普及指導活動一覧(様式1)の中から、事務局が各普及センターと協議の上で課題を選定し、評価委員会の承認を得て決定する。
この際、評価対象機関の間に職員数の差があるので、課題の選定にあたっては職員数に留意する。
- (2) 限られた時間内で外部評価を行う必要があることから、評価に適した単位で行う。
ただし、概ね3年に1回は主要な普及指導計画が外部評価の対象となるよう計画的に評価対象を選定する。

第7 外部評価の観点

外部評価の項目	外部評価の観点	総合評価
緊急性・必要性	●一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。	
普及計画の妥当性	●支援対象の選定は妥当であるか。 ●当初の計画を変更する必要はないか。	●計画のとおり実施するのが適当
進捗状況・活動目標に対する達成度	●当初計画のとおり進んでいるか。	●計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当
普及指導活動による成果の波及効果	●当初の見込みどおりの成果が得られそうか。 ●または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。	●実施する必要はない
普及活動体制等の妥当性	●農政の推進方向に即した活動展開や担い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。 ●農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。また、資質の向上が図られる取り組みが行われているか。	

第8 外部評価方法および総合評価

- (1) 委員は、第6で選定された課題について、外部評価調書Ⅰ（様式2）により評価を行う。
- (2) 1) 第1回目の外部評価により決定した「さらに詳細な説明を聞きたい課題」については、第7で定めた外部評価の項目について、外部評価調書Ⅱ（様式3）を用い、5段階の点数評価を行うとともに、外部評価対象の普及指導活動に対する意見を評価委員会に提出する。
- 2) 評価委員会は、各委員が行った点数評価の平均点および各委員からの意見の双方を参考にしながら協議のうえ、外部評価調書Ⅲ（様式4）を用い、評価委員会の総合評価を決定する。
- 3) 点数評価は、評価対象の総合評価を決定する唯一の基準とはしない。
- 4) 2) の評価委員会の総合評価は外部評価調書Ⅲに掲げる総合評価の選択肢の中から、いずれか一つを選択して決定する。
- 5) 各委員から出された意見は、次のいずれかに分類のうえ、評価委員会の意見として取りまとめ、総合評価とともに評価対象機関へ送付する。
 - ①普及指導活動を実施、あるいは継続する場合の条件
 - ②より良い普及指導活動を実施するためのアドバイス
 - ③参考となる意見
- 6) 5) の意見に対し、送付された日から1か月以内に評価対象機関の考え方を外部評価調書Ⅲにより回答する。
- (3) 外部評価調書の取りまとめは、事務局が行う。

第9 評価委員会の開催

- (1) 評価委員会は、毎年度、2日間程度開催する。
- (2) 第1日目は、評価対象機関によるプレゼンテーションを行う。
- (3) 第2日目は、第8に基づき評価を行う。
- (4) 評価委員会は、外部評価対象の課題数によっては、(2)および(3)に掲げる外部評価作業を1日で実施することができる。

第10 外部評価に関する関係書類の作成

- (1) 評価対象機関は、次の提出書類（普及指導計画・自己評価（様式5））を作成し評価委員会第1日目の10日前までに事務局へ提出する。事務局は各委員へ収受した書類を送付する。
 - (2) 外部評価は、本要領に定める各様式を用いて実施する。
 - (3) (1)の普及指導計画には次の項目を計上する。
 - ①普及指導活動課題名
 - ②計画期間
 - ③担当部署・担当者名
 - ④支援対象者
 - ⑤現状および問題点
 - ⑥目標・あるべき姿
 - ⑦前年度までの活動経過および実績
 - ⑧関係機関名
 - ⑨関連事業名
 - ⑩年次別の成果指標（目標及び実績）
 - ⑪当該年度計画（普及活動事項、対象者、目標項目および現状値、当該年度の到達目標、主な活動内容及び手段など）
 - ⑫普及指導活動の進捗状況
 - ⑬目標達成の見込み
 - ⑭普及指導活動上の成果と問題点
 - ⑮普及指導活動の体制
 - ⑯自己評価

第11 外部評価時期

評価対象機関および事務局は、外部評価結果を翌年度の普及指導計画の策定や普及指導活動に反映するため、第9から第11までに掲げる事務を、普及指導計画策定時期までに終えなければならない。

第12 外部評価結果の公表

外部評価結果については、県民に分かりやすい形で取りまとめ、外部評価結果の概要などを県のホームページへの掲載や普及センターおよび農業経営課での閲覧などにより広く公表する。（個人情報に該当するものは除く。）

第13 制度の見直し

毎年度、外部評価制度の点検を行うとともに、委員会で出された意見を参考として、必要な改善を加えていく。

第14 その他

- (1) 普及センターおよび農業経営課は、外部評価結果をできる限り尊重し、以後の普及指導活動に適切に反映させ、より効率的・効果的な普及指導の体制及び活動を行うよう努めなければならない。
- (2) 農業経営課は、外部評価の実施にあたり、評価対象機関の関係職員に過重な負担とならないよう、また本来の普及指導活動業務に支障が出ないよう、十分配慮しなければならない。

附則

この要領は、平成17年 9月 1日から施行する。

平成23年 8月 3日 一部改正

平成28年 7月 26日 一部改正

様式 1

普及指導活動課題一覧（平成28年度～32年度）

普及指導活動課題	普及センター	評価実施
1 力強い担い手の確保・育成と魅力ある農業経営の確立		
1) 次世代を担う青年層を中心とした就農・定着の促進	東讃、小豆 中讃、西讃	
2) 産地間競争に打ち勝つ力強い担い手の育成	東讃、小豆 中讃、西讃	
3) 女性農業者の確保・育成と活躍促進	東讃、小豆 中讃、西讃	
4) 地域を支える集落営農組織の確保・育成	東讃、小豆 中讃、西讃	
2 消費者ニーズに即した生産振興と産地の活性化		
1) - 1 ブランドとなる高品質米麦の生産拡大と土地利用型作物の生産振興	東讃、小豆 中讃、西讃	
1) - 2 優良種子の生産支援	中讃	
2) 魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃	
3) ブランドとなる高品質な果樹の生産振興と産地の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃	
4) 力強いオリーブ産業の振興	東讃、小豆 中讃、西讃	
5) 魅力ある高品質な花きの生産振興と花き産地の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃	
6) 魅力ある高品質な畜産物の生産振興と畜産業の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃	
3 生産基盤の確保と農村の活性化		
	東讃、小豆 中讃、西讃	
4 地域プロジェクト		
	東讃、小豆 中讃、西讃	
5 重点プロジェクト		
	農業経営課 (革新支援 グループ)	

樣式2

外部評価調書Ⅰ（ 年度）

外部評価調書Ⅱ（委員用）

整 理 番 号		
普及指導課題名		
評 価 項 目	採 点	コ メ ン ト
緊急性・必要性		
普及計画の妥当性		
進捗状況・活動目標に対する達成度		
普及指導活動による成果の波及効果		
普及活動体制等の妥当性		
意 見		
評価の項目（各項目とも5段階評価）		
○緊急性・必要性 ●一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。	5 大いに認められる 4 かなり認められる 3 認められる 2 あまり認められない 1 認められない	
○普及計画の妥当性 ●支援対象の選定は妥当であるか。 ●当初の計画を変更する必要はないか。	5 大いにある 4 かなりある 3 ある 2 あまりない 1 ない	
○進捗状況・活動目標に対する達成度 ●当初計画のとおり進んでいるか。	5 大いに進んでいる 4 かなり進んでいる 3 進んでいる 2 あまり進んでいない 1 進んでいない	
○普及指導活動による成果の波及効果 ●当初の見込みどおりの成果が得られそうか。 ●または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。	5 大いに進んでいる 4 かなり進んでいる 3 進んでいる 2 あまり進んでいない 1 進んでいない	
○普及活動体制等の妥当性 ●農政の推進方向に即した活動展開や担い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。 ●農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。また、資質の向上が図られる取り組みが行われているか。	5 大いに期待できる 4 かなり期待できる 3 期待できる 2 あまり期待できない 1 期待できない	

様式4

外部評価調書Ⅲ（委員会の総合評価）

整 理 番 号			
普及指導課題名			
普及活動期間		担 当 者 数	人
普及活動の概要			

総合評価	評価基準	
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当 B 計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当 C 実施する必要はない	
継続する場合の条件		
アドバイス		
その他参考意見		
評価対象機関の考え方	(平成 年 月 日)	

様式5

1 普及指導計画

整理番号		〇〇農業改良普及センター	
課題名	計画期間	担当者	
課題化の背景	前年度までの活動経過 および実績		
目標・あるべき姿			
関係機関名			
関連事業名			
目標項目（目標及び実績）		28年度	29年度
		30年度	31年度
		32年度	到達目標
		備考	
当初目標			
年度末実績			
平成〇年度活動事項及び活動内容等（5年計画〇年目）			
普及活動事項	対象者	目標項目及び現状値	当年度未到達目標

普及指導活動の進捗状況	目標達成の見込み	活動上問題の点成績と普及活動体制の導入	※普及指導活動体制図を添付する
2 自己評価			
評価項目 採点 極めて採点基準			
緊急性・必要性			5 大いに認められる 4 かなり認められる 3 認められない 2 あまり認められない 1 認められない
普及計画の妥当性	進捗状況・活動目標に対する達成度	普及指導活動による成果	普及活動体制等の妥当性
合計(平均点)	※採点基準は様式3に準拠する。		